

**第54期 第8回 熊本地方最低賃金審議会（令和6年度第1回）
議事録**

1 日時 令和6年5月10日（金） 14時00分～16時00分

2 場所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、坂本委員、原委員、山下委員

（熊本労働局） 金成労働局長

【事務局】齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、
堀田専門監督官

4 議題

（1）熊本県最低賃金審議会等の運営について

ア 熊本地方最低賃金審議会運営規程等について

イ 令和6年度の審議日程等について

ウ 令和6年度 最低賃金審議会の運営について

（ア） 最低賃金審議会令第6条第5項の規程の運用について

（イ） 実地視察について

（2）その他

5 議事内容

指導官

ただ今から、第54期第8回熊本地方最低賃金審議会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

早速ですが、定足数の報告をさせていただきます。

本日の委員の御出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中14名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は、一般の方から1名、報道機関から3名、傍聴と取材にお見えですので報告します。

それでは議事に入ります前に、労働者代表委員の交代を紹介します。
森田委員が令和6年4月10日付け辞任されまして、後任として就任されました黒木委員です。黒木委員から御挨拶をいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

黒木委員 本田技研労組の出身で、現在、自動車総連の熊本地方協議会議長をさせていただいております黒木と申します。よろしくお願いいたします。

指導官 ありがとうございます。
熊本労働局におきましても令和6年4月の人事異動で、局長と事務局が交代となっていますので紹介します。
局長の金成です。

局長 金成です。よろしくお願いいたします。

指導官 労働基準部長の斉藤です。

部長 労働基準部長の斉藤です。よろしくお願いいたします。

指導官 賃金室長の吉田です。

室長 賃金室長の吉田です。よろしくお願いいたします。

指導官 それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いしたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会長 皆様、今期もどうぞよろしくお願いいたします。
最近、県外に出張に行きますと「熊本は景気がいいんですね。」ということ非常に言われるのですが、時々、原委員からそんなことはないよというデータが送られてまいりまして、地域の中でも格差というものについてもきちんと認識を深めながら、しかし、熊本にとって望ましい、ふさわしい最低賃金というものがどういうものなのかということ、今年度も皆様と一緒に議論をさせていただければと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

指導官 それでは、申し訳ございませんが、カメラ撮り、録音はここまでとさせていただきます。

会長 議事に入ります前に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

室長 本日の資料について御確認ください。
資料1から資料13まで用意しております。
黒木委員の就任に伴い、新しい名簿を資料1としてお配りしておりますので御確認ください。
資料4と資料5については名称が重複しておりますが、これにつきましてはこの後の議題の中で御説明いたします。
不足がある方は後程でも結構ですのでお申し出願います。
別に「令和6年度版最低賃金決定要覧」の冊子も用意しております。
資料の確認は以上となります。

会長 ありがとうございます。皆さん過不足等ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは議題の方に入らせていただきます。
本日の審議会は、二つの議題を予定しております。最初の議題は「(1)熊本地方最低賃金審議会等の運営について」です。そのうち「ア審議会運営規程等について」事務局から説明をお願いします。

室長 会次第の2議題の(1)の熊本地方最低賃金審議会等の運営について説明します。
本年度最初の審議会ですので、最初に熊本地方最低賃金審議会運営規程等について御確認いただきたいと思います。
まずは、資料2「熊本地方最低賃金審議会運営規程」を御覧ください。
審議会運営規程は第1条から第10条まであり、審議会の議事に必要な事項が定められています。
第1条は、審議会に関して審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものであることが規定されています。
第2条は、審議会の会議の招集要件、会議の開催通知、会議の招集の委員への通知などが規定されています。
第3条は、特定の事案について調査審議を行うため、小委員会等の設置が規定されています。資料3に運営小委員会要領が定められています。後程説明いたします。
第4条は、委員のテレビ会議による出席、委員が会議を欠席する際や長期不在における会長への通知が規定されています。
第5条は、会長が会議の議長であること、委員の発言の際は会長の許可を受けること、審議会では委員でない者の説明又は意見を聴くことができることが規定されています。

第6条は、会議の公開・非公開に関することが定められ、第1項に「会議は、原則として公開とする。」とあります。第1項の但し書きに、「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある等の場合には、会長は、会議を非公開にすることができる」規定になっています。

第7条は、第1項で議事録の作成、第2項で議事録及び会議の資料が原則公開であること、但し書きでは、第6条第1項と同様に、会長が議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができること、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開することが規定されています。また、第2項で会長が会議の秩序を維持するため、傍聴人の退去を命ずる等の措置が規定されています。

第8条は、審議会の議決を行った都度、会長は答申書又は議決書を熊本労働局長に送付することが規定されています。

第9条は、最低賃金専門部会及び小委員会の議事運営に関する事項を専門部会長、運小委員長がそれぞれで諮って定めることが規定されています。

第10条は、規程の改廃は、審議会の議決で行うことが規定されています。資料2については以上です。

次に、資料3「熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領」を御覧ください。審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会の議事に関して必要な事項が定められています。

2の審議事項は、運営小委員会では、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無についての結論を得るのに必要な事項全般などとなっています。

3の委員会は、運営小委員会の構成、労働者代表委員3人、使用者代表委員3人、公益代表委員5人で組織、委員は審議会委員から選出、委員長を置き会務を総理することなどが規定されています。

4の会議の招集は、労働局長又は労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各1名を含み3名上の委員から開催の請求があったとき、会長が委員会を招集することなどが規定されています。

5の議事は、審議事項を審議する場合は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議の開催、議決ができないこと、「特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無についての結論を得るのに必要な事項全般」を決する場合は、全会一致をもって決するよう努めること、「審議会の運営に関する事項全般」を決する場合は、全会一致をもって決すること、決することができないときは審議会に結論を委ねることが規定されています。

6は委員の欠席、7は会議における発言、8は会議及び議事要旨などが定められ、9の報告は、委員長は委員会が議決を行った都度、審議会会長

への報告、直後の審議会への報告等が規定されています。

10 その他は、委員会の議事運営に関して必要な事項の決定、11 この要領の改廃を審議会の議決に基づいて行うこと、などが規定されています。

資料3については以上です。

次に、資料4「熊本地方最低賃金審議会・最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。専門部会運営規程は、専門部会の議事に関して定められたものです。第3条部会の構成、第4条会議の招集、第6条委員の欠席、第7条会議における発言など、審議会運営規程と同じように規定されています。

第8条は、会議の公開・非公開に関することが定められ、審議会運営規程と同じく、第1項で「原則として公開とする」、第1項の但し書きで「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある等の場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる」規定になっています。

第9条は、第1項で議事録又は議事要旨の作成、第2項で議事録及び会議の資料は原則公開であること、但し書きで第8条第1項と同様に、部会長が議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすること、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を公開することが規定されています。

第10条は、部会が議決を行った都度、部会長が審議会会長に報告すること、第11条は、規程の改廃は審議会の議決に基づいて行うことが規定されています。

資料4についての説明は以上です。

ここで、今回、専門部会運営規程について内容の一部について改正案を作成しました。資料5を御覧ください。

実地視察については、現行の資料4「専門部会運営規程」第5条に規定していますが、専門部会を設置してから実地視察事業場の選定や視察を実施するには時間的な余裕がありません。また、最低賃金法第25条第6項においても、「最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」とあります。意見を聴く機会は、最低賃金法に特段の定めがなく、本審、専門部会いずれで実施しても構わないことになっています。意見を聴く手段の一つである実地視察についても、本審、専門部会いずれでも実施が可能です。

資料5の改正案では、現行の専門部会運営規程第5条で規定していた実地視察、参考人からの意見聴取を、本審で実施できるよう、第5条を削除しました。同規程第5条を削除することにより、現行の第6条以降が繰り上がります。改正案では条文が1つ減って、全10条となります。

専門部会運営規程の改正案について提案いたします。

会長

御説明ありがとうございました。

今、事務局から御説明がありましたように、審議事項といたしまして、お手元の資料4と資料5について、資料4の第5条の实地視察について規定をしてあるものにつきまして、専門部会立ち上げ後に行うとなると時間的な余裕もないということで、こちらの規定を削除いたしますが、实地視察自体は最低賃金法第25条第6項に根拠規定が定められていますので行うことは可能という御提案があったところです。

この点につきまして、委員の皆様から何か御質問、御意見等はございますか。

【質問、意見なし】

会長 それでは、事務局の提案どおり改正をさせていただきたいと思います。今年度につきましては、改正後の規定に則りまして、实地視察のご検討をいただくこととなりますので、併せてよろしく願いいたします。それでは、次に、「令和6年度の審議日程等について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

室長 会次第の2議題(1)イの今年度の審議予定等について説明します。資料6-1に「令和6年度答申要旨の公示別最短効力発生予定日一覧(地域別最低賃金の場合)」を付けています。

仮に10月1日の発効とする場合は、黄色のマーキングのところになります。今年度は8月5日までに答申と要旨公示を行い、15日間の異議申出が8月20日に締切られ、翌日の8月21日に本審を開催し、異議申出に対する審議を行い、議決後に労働局長への答申となります。異議申出締め切りから土日を除いた8営業日後に官報公示となり、さらに、官報公示から30日経過後に発効となります。9月29日の法定発効ではなく、10月1日に指定日発効とする場合は、その旨の公示文を作成することになります。

資料6-2は同じく特定(産業別)最低賃金の場合のものです。特定(産業別)最低賃金を仮に12月15日の発効とする場合は、黄色のマーキングのところになります。10月16日までに答申と要旨公示を行い、15日後の異議申出締め切り、さらにそこから10営業日を経て、官報公示、さらに30日後の発効、この場合は法定発効となります。

これらをふまえて、資料7「第54期(令和6年度)熊本地方最低賃金審議会日程(案)」を作成しました。審議会委員の任期は2年となっており、今年度は第54期の2年目になります。本審につきましては、2年間を通した開催回数となります。

専門部会は年度ごとに立ち上げて、結審後は廃止することとなっていますので、年度ごとに第1回から始まることとなります。

それでは、内容を説明したいと思います。

今年度は7月8日に開催予定の第9回本審において「熊本県最低賃金の改正諮問」を予定しております。その他に「専門部会委員の推薦公示」、「関係労働者からの意見聴取の公示」、「特定最低賃金改正の申出」、「特定最低賃金改正申出書の審査結果報告」などについても第9回本審で予定しています。熊本県最低賃金専門部会委員については、第9回本開催予定の7月8日の翌日から推薦公示を行い、7月19日を締切日としております。労使代表委員の皆様には、推薦公示後、速やかな推薦手続きにご協力をお願いします。

実地視察については、後ほど議題で取り上げることとしています。

7月24日に第1回専門部会の開催を予定しています。「部会長、部会長代理の選出」、「意見書の審議」、「賃金改定状況調査結果の説明」、「最低賃金基礎調査結果の説明」、「基本的見解の表明」などを予定しています。

第10回本審についてですが、今年度の中央最低賃金審議会の日程については、6月下旬に諮問が予定され、その後4回ほど目安小委員会が開催され、7月下旬開催予定の中央最低賃金審議会に目安の答申が行われる予定となっています。中央最低賃金審議会での目安額の答申に伴い、熊本では7月26日に目安額伝達を第10回本審で行う予定としています。第10回本審終了後、同日に第2回専門部会を開催し、その後7月30日、8月1日、8月5日と専門部会を開催し「金額審議」を行っていただきます。仮に10月1日に発効する場合は、8月5日に開催される第11回本審で答申いただく必要があります。

8月5日の第11回本審で答申をいただいた場合は、異議申出に対する公示を15日間行い、異議申出が提出された場合、異議申出締切日後の翌8月21日に第12回本審を開催し、異議審議を行っていただく予定としています。答申がずれると異議審の日程も変更となります。

他には、「特定最低賃金改正の必要性有無の報告及び答申」、「特定最低賃金改正決定の諮問」、「地域別最低賃金専門部会の廃止決議」などについても、第12回本審で予定しています。

運営小委員会につきましては、令和5年度は、特定最低賃金の決定の必要の有無を審議する運営小委員会を、熊本県最低賃金改正答申がなされた第4回本審の開催前の時間帯に実施していましたが、審議の関係で今年度は、第2回運営小委員会を第12回本審である異議審の前、9時30分から開催する日程とさせていただきます。

特定（産業別）最低賃金については、9月中旬から2、3回程度の専門部会を開催し、10月16日に第13回本審を開催し、この日に改正答申をいただければ、例年どおり12月15日発効となります。

この日程どおりで進みますと、10月31日が異議申出締切日となり、も

し異議申出が提出されれば、翌日の11月1日に第14回本審を開催することになります。

特定最低賃金専門部会等の日程については、委員の推薦が整い次第、改めて出席可能日を確認いたしますので、日程調整に御協力をお願いします。
議題(1)イについては、以上となります。

会長

ありがとうございます。

ただいま日程について御説明がありましたが、この点について皆様の方から何か御質問等はございますか。

ありませんか。

では私から、実地視察については、大体どのくらいの時期と見込んでおけばよろしいでしょうか

室長

局長より諮問がなされてからということになりますので、その翌日から第1回専門部会開催前までの期間を予定しております。

会長

まだ、するしないを議論しておりませんが、するとすればそのくらいということですね。ありがとうございました。

他に皆様の方からよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、今年度の審議予定につきましては、資料7のとおり進めさせていただきたいと思いますので、皆様にはご協力等よろしく願いいたします。

次に、「ウ令和6年度 最低賃金審議会の運営について」です。そのうち、「(ア)最低賃金審議会令第6条第5項の規定の運用について」、事務局から説明をお願いします。

室長

資料8「令和6年度最低賃金審議会の運営について(案)」をご覧ください。最低賃金審議会令第6条第5項の規定の運用についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることができる」と規定されています。専門部会で、全会一致とならなかった議決については、本審でさらなる審議を行う余地があることから、同項の運用にあたっては、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限ることとし、本審議会では、「専門部会での全会一致の場合に審議会の議決とする」運用(案)としております。

専門部会で、全会一致とならず採決によった場合については、審議会本審に付議し議決する運用(案)としております。

最低賃金審議会令第6条第5項の規定の運用(案)について、御審議を

お願いします。

会長

ありがとうございます。

今事務局から説明がありましたように、審議会令の6条5項では、具体的に決議をもってというところについて、言及した規定がございませんので、これにつきましては例年どおりの運用ということになるかとおもいますが、全会一致の場合はその決議を審議会の決議とし、そうでない場合は更に審議会に付議するという運用でよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

会長

ありがとうございます。

それでは、そのように運用させていただきたいと思います。

次に「ウ令和6年度 最低賃金審議会の運営について」の「(イ) 実地視察について」です。事務局から説明をお願いします。

室長

実地視察につきまして、3項目について御審議いただきたいと思います。

1つ目は、実地視察を実施するか否かについてです。

2つ目は、実地視察を実施する場合、事業場の業種、労働者数及び場所をどうするかです。委員の皆様の御意見をお聞かせ願えればと考えています。ただし、場所について委員等旅費を確保できなければ、事務局で検討させていただきます。

3つ目は、実地視察を実施する場合の実施時期です。

実地視察については、最低賃金法第25条第6項に基づき、今年度の日程では、改正諮問を受けて、第1回専門部会の開催まで、具体的には7月9日から7月23日までの間で実施していただくこととなります。

御審議をお願いします。

会長

ありがとうございます。

それでは、実地視察ですけれど、先ず実施するかどうかという点でございしますが、労側の方御意見いかがですか。

山本委員

実地視察について、すべきか、しないべきか、という御質問でございましたが、労側としては実施について異論はございません。

先ほど室長説明の中にありました、どういう業種をするのか、労働者数は、場所は、という問いとの関わりが出てきますが、労側としては、例えば、労働組合がない職場、そういう会社の経営者、そこで働いている人たちから直接話を聞くという場を設定していただけるとありがたいと思いま

す。

ただ、いくつか心配事があって、どういう業種、どういう規模の会社、どういう経営状況にある会社を選定していくのか、というのが非常に難しいなあと思っています。

と言いますのは、私自身は行けませんでした。昨年実施された実地視察の会社は、かなり経営状況が厳しいところだったと聞きました。それから人手不足・確保についても、「いろんな営業活動、広告方法をやっても人が集まらない」、「一部店舗を閉じることも検討している」、そういったところに行かれましたので、当然、最低賃金ギリギリで雇っているところだったようです。最低賃金を上げられれば、さらに経営が厳しくなる、このような考えを持っている事業所だったと聞いています。

その逆に、数年前に訪問した事業所では、「熊本県の最低賃金水準というのは全国最下位なんですか？初めて聞きました。」と、その経営者の方も、従業員の皆様方もかなりびっくりされて、「熊本が最下位というのはちょっと違いますよね。」というコメントをいただいたとも聞いています。

したがって、私たちが、今後公平に審議をしていくためにも、恣意的なものが選定に入ってほしくないということが一つございます。経営が厳しいところを選定すればそのような意見が出てくるでしょうし、調子がいいところを選定すれば、その逆の意見が出てくるでしょうから、どういうところを選定していくのかというのが一つポイントになってくると思います。

現場で働いている人、現場を預かって経営されている方、その方々の話を聴くということについては大賛成ですけれども、実地視察で伺った話しによって、今後の審議内容が偏重しないように、そこは用心して対応をしていきたいと思っています。

いずれにしても、労働組合がないような職場の方の意見を直接聴く機会を設けていただければ助かると思っています。

会長

ありがとうございます。

今、することを前提として具体的な業種に関する御希望というのも承りました。複数行ければいいのですが、おそらく1か所しか実地視察自体難しいかと思っていますので、今の御意見等を参考に検討を進めたいと思いますが、一方で使側はいかがでしょうか。

坂本委員

山本委員が言われたとおり、行くことは私個人としては大賛成です。

世の中では「熊本いいでしょ」と言われていますが、実際現場に行ったら違うんだという実感、そういうのは皆さん認識していただければなと思います。それと、前々から言っていますけど、熊本市と熊本市ではない地方部の状況はどうなのかというのが、なかなかこの格差についての議論が

深まっていないような気がしますので、できれば厳しい状況のところ、地方部に行って話を聴ければなど、いつも言っているのですが予算がないという話がいつもあるんですけども、どうにかして予算を確保していただいて、全員で地方部に行きたいなと思うところです。

会長

ありがとうございます。

使側としても実施の方向で異論はないと、ただ、できれば熊本市外のところも見たいという御希望ということで承りました。

公益の方は何か御意見はございますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。皆さまそれぞれの御立場から、御希望というのは当然おありかと思しますので、今の御意見ですね、組合がないようなところでも聴いてみたいと、それから使側の方も、できれば市外の方を見たいというような、そのあたりも踏まえまして事務局と私の方で検討させていただき方向性でよろしいでしょうか。

【全員異議なし】

会長

ありがとうございます。

それでは、事務局の方におかれましては実地視察に向けて、今の御意見を踏まえて御準備の方をどうぞよろしくお願いいたします。それでは、具体的な日程等が決まりましたら皆様に御連絡すると思しますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

次の議題の方に移らせていただきたいと思います。「(2) その他」ということで事務局から御説明をお願いします。

室長

令和6年度の最低賃金に係る厚生労働大臣あて要請がありましたので、委員の皆様にご共有いたします。

まずは資料9の2024年度最低賃金行政等に関する要請書です。これは2024年4月16日付けで日本労働組合総連合会会長から出された要請書です。

1 地域別最低賃金について(1)労働対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定、(2)早期発効に向けて

2 最低賃金の引き上げに向けた環境整備(1)労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応、(2)業務改善助成金の安定確保と活用促進

3 特定(産業別)最低賃金について(1)特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営、(2)適用労働者数の適切な把握

4 最低賃金の履行確保(1)監督行政の強化等、(2)最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し、が項目として挙がっています。

5 家内労働および最低賃金は省かせていただきます。

次に資料 10、最低賃金に関する要望。これは 2024 年 4 月 18 日付けで、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の 4 団体から出された要望です。

1．中央・地方の最低賃金審議において、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のものと、納得感のある審議決定を

2．最低賃金引上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響に注視を

3．中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

4．中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

5．改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

6．産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を、が項目として挙がっています。

資料 9、資料 10 の紹介は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま、資料 9、資料 10 について御紹介をいただきましたが、資料 9 につきまして労側から何か補足等はございますか。

山本委員

資料 9 を御覧いただきたいと思いますが、先ほどは項目について触れていただきましたので、少し、その中身をご説明致します。

この要請書に書かれていますのは、連合としての基本的スタンスというふうに捉えていただければと思っています。読み上げることはしませんが、1 ページ目に記載されているのは、連合としての認識です。今の物価上昇、これは特に最低賃金近傍で働いて、それで暮らしている人たちにとっては大きな影響が出ている。特に地域別最低賃金といいますのは、例年申し上げていきますけど、労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準、こういったものを定めるものであって、憲法であったり、労働基準法であったり、最低賃金法であったり、これらの精神に則ったものでなければならぬ。こういう認識であり、そのことを主張させていただいています。その際、私たちは、全国の地域間格差も強く意識する必要がある、という認識についても示させていただいているところです。

このような課題認識とあわせて、発効時期のことも触れてございます。すべての労働者、すべての働く人たちの生活を守っていくためには 10 月 1 日を軸に早期の発効、適用が必要だという主張です。あわせて私ども労側としても日頃から強く意識していますのは、最賃引上げを実現させていく

ためには、やはり労務費の上昇分の適切な価格転嫁、こういったものが必要であるということです。政府に対しても、そのための環境づくりや周知徹底などを求めながら、その重要性を訴えてきています。

資料の裏面では特定最賃にも触れさせていただいていますが、ここに書かれていますのは、産業・業界において、基幹的労働者の最低賃金を形成することは事業の公正競争の確保にも寄与している、こういう意義、役割を踏まえて労使間でしっかり論議をさせていただきたい、ということです。

最後に、先ほどの資料紹介では省略されましたが、家内労働の最低工賃についても触れています。今の状況はどんどん変化をしてくれています。3年に一回という政策サイクルがございますが、そのサイクルの見直しが必要ではないか、検討を求めたい、という内容でございます。

連合の要請内容の若干の説明は、以上でございます。

会長 ありがとうございます。他方で、資料 10 に関して使側の方からお願いします。

原委員 連合の方から出ている要請書と、経済団体からの要望書は重なる部分もありますし、ちょっと違うことを言っている部分もありますが、私の方からは先ず、私ども経済団体の 2 ページの 2 です、昨年の反省にもなるのですが、昨年の地域別最低賃金では、比較的最低賃金の低い地域を中心に、熊本も入っていますが、中央が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次いだと、アンダーラインのところですが、特に九州もよくあることですが、隣の県との差を過度に意識して実態を十分に踏まえられない引上げが行われれば、経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えるということを書いてございます。まさに昨年思ったことを経済団体も書いてございますので、前段では、中央の方でデータに基づいて議論していただきたい、納得感のあるものを出してほしいとっておりますので、やはり、出た中賃の目安額というのを今年度尊重していきたいと思っております。

坂本委員 私の方からは、基本的に労側と趣旨を同じくしているような部分もあって、一つは価格転嫁の話ですね、こういうことをしていくことで賃上げが持続的に、自発的にできる環境整備が先だというのは、労側も使側も一緒だという思いです。

決定的に違うところがいくつかありまして、3 ページの 5 番、改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保をとということで、長年に言い続けていますが、1 月実施とか 4 月の新年度から実施とか、そういう区切りのいいところで改定をしていただければという要望をし続けていな

がら、全くこの話は無視され続けてきている中で、日程の方がいつも先に決まっていますので、この審議状況はどうなっているのか、厚労省の方でどんなふうに進められているのか、情報がもしあれば教えていただきたいというのが一つです。

もう一つ、特定最低賃金制度は、最低賃金制度とは違う制度として、賃金水準を引き上げていくためのイニシアティブをとるような産業があって、そこを高く設定していくという、そのこと自体はいいことではないかなと思っています。ただ、最低賃金は最低のところを見ていただきたいと思います。

なお、我々に準備期間を与えていただくということは、決めようによってはできる話なので、10月1日という全国レベルで要望されていることにとられることなく、熊本の地域別最低賃金では1月からになりましたという素晴らしいことが起こるといいなと思っています。もしその情報があれば教えていただければと思います。

会長

ありがとうございます。

発効日、或いは目安額の尊重等につきまして皆様いろいろなお考え、御意見があると思いますが、それらにつきまして今後ですね、お互いに何とか調整できるような議論を進めてまいりたいと思いますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に事務局の方からございますか。

室長

はい。資料番号が前後しますが、資料12 地域企業における賃上げ等の動向についてと、資料13 地域の特徴的な動きについて説明いたします。

先ず、資料12について、地域企業における賃上げ等の動向、賃上げの動向、賃金引上げを実施する理由/実施しない理由、非正規職員に対する待遇などについて各財務局が調査したものをまとめたものです。

資料13は九州財務局が管内4件、熊本・大分・宮崎・鹿児島の実情、地域企業における賃上げ等の動向についてまとめたものです。

最近の九州財務局管内の実情についてです。

総括判断では、令和6年4月判断は「回復しつつある」となっております。総括判断の要点は、個人消費は、物価上昇の影響もみられるものの、回復しつつある。生産活動は、海外経済の減速などの影響がみられるなか、横ばいの状況にある。雇用情勢は、持ち直している。となっております。令和6年4月判断で、個人消費は、「回復しつつある」、生産活動は、「横ばいの状態にある」、雇用情勢は、「持ち直している」、住宅建設は、「貸家などで前年を上回っており、緩やかに持ち直している」となっております。

九州財務局管内の「地域企業における賃上げ等の動向」についてです。

(1) 正規雇用の従業員の賃金動向、賃金引上げの動向では、今年度に「賃金引上げ」を行う企業は88%、「ペースアップ」を行う企業は54%となり、昨年度に引き続き、賃金引上げに積極的な姿勢がみられる。規模別では、大企業の69%、中堅・中小企業の47%がベアを行い、中堅・中小企業の実施割合は前年度を上回る見込み。となっております。

賃金引上げ率(ベア+定期昇給)では、今年度にベア又は定期昇給を行う企業における「ベア+定期昇給分」の賃金引上げ率が、「5%以上」の企業の割合は、昨年度に比べて大幅に増加する見込み。となっております。

賃金引上げを行う理由は、「社員のモチベーション向上、待遇改善、離職防止」、「物価上昇への対応」、「新規人材の確保」が多い。となっております。

(2) 非正規雇用の従業員の賃金動向等、賃金等の待遇改善の取組は、今年度を実施する必要があると考える取組としては「給与・一時金・手当等の増加」、「正規雇用への転換の推進」が多い。となっております。

賃金引上げの人材確保への影響は、昨年度の非正規雇用の従業員の賃金を引き上げたことにより、一定程度以上人材を確保できたとする企業は51%であった。となっております。

(3) 価格転嫁の状況等、人件費の価格転嫁の状況は、人件費の価格転嫁について、一定程度はできているものの、大企業、中堅・中小企業ともに(十分または全く)できていないとする企業も多く、引き続き課題となっている。となっております。

人件費の価格転嫁が「できていない」理由としては、「取引先・消費者からの理解が得られていない」が最も多く、「原材料費の高騰分の価格転嫁を優先している」、「同業他社の動向」と続いている。となっております。

参考として仕事・働き方に対する意識について、内閣府の調査結果があります。これには、理想的な仕事については、「収入が安定している仕事」を挙げた者の割合が最も高く、以下、「私生活とバランスがとれた仕事」、「自分にとって楽しい仕事」の順となっています。就業者が動く上で重視するものは、「給料の額」や「就業形態」以外では、「職場の人間関係・雰囲気」、「労働時間が適切であること」、「福利厚生が充実していること」、「柔軟な働き方ができること」のほか、「仕事にやりがいがあること」の割合が高い。となっております。

紹介事例として、熊本市の農業用ハウスのフィルム加工、種苗・農業資材等の卸売・試験研究が主な事業の会社が紹介されています。

資料13の説明は以上となります。

続きまして、特定(産業別)最低賃金の改正申出についてです。

資料11になりますが、特定最低賃金の改正決定に関する関係労働者の申

出について説明します。

「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機械製造業最低賃金」及び「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」について、すでに3月に開催した第7回本審において、労働者代表から改正の意向表明がありました。6月28日までには、労働協約ケースによる申出がなされる予定です。労働協約ケースの場合、昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申で「同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること。」が改正に関する申出の要件となっております。今後の審議日程では、7月8日開催予定の第9回本審で、必要性の有無の諮問を予定しております。

審議日程の都合上で恐縮ですが、労働者代表委員の皆様におかれましては、6月28日(金)までに特定(産業別)最低賃金の改正の申出を提出していただきますようお願いいたします。

私の方からは以上です。

会長

ありがとうございます。

ということですので、資料12、13につきましては皆様御確認をお願いいたします。資料11、特定最低賃金の改正申出につきましても説明がございましたが、ここで確認しておくことなどございますか。よろしいですか。もしなければ、事務局からありましたように6月28日までに申し出の方を、労側はよろしく願います。

他に事務局からありますか。

室長

はい、原委員の方から資料が提供されていますので、原委員からご説明をお願いできればと思います。

原委員

今年の3月末時点で商工会の会員事業所490者を対象に、四半期ごとにやっている調査ですが、いろんな調査をやっている項目の中から賃上げの部分だけ抜粋してまいりました。

先ほどの財務省財務局の調査と一番違うのは、1ページの右上ですが、従業員規模がかなり小規模な会員からの回答であるというのを頭に置いていただいて、2ページでございますが、3月末時点での今年の賃上げの見込み状況を聞きましたのが上の円グラフです。ちょうど6:4に分かれまして「賃上げを行った」あるいは「予定している」が60%、「今年の賃上げ

の予定はない」というのが40%です。左下の1年前の同じ調査をした時よりも実は「賃上げ」の方は割合が増えて、「予定がない」が今年の方が減っていて、今年の経済情勢、賃上げの状況を反映してだと思えますし、右下の円グラフは、令和5年の1年間の状況を聞くと、さらに賃上げをした割合が増えて、「行わなかった」の割合が減っているという比較ができるかと思えます。

あとは、先ほどの財務省の調査とも似ていますが、4ページは「行った理由」、8ページは「昨年を下回る又は行わない理由」等を調べております。

10ページは、月額基本給に限って何%位の賃上げを予定していますか、又はしましたか。これにつきましては135者で、以上のような割合で回答をいただいています。この調査につきましては6月末に追跡調査をしますので、その時に新しい数字が出るかと思えます。

以上です。

会長 ありがとうございます。貴重な資料ですので参考にさせていただこうと思えます。

他に事務局からありますか。

部長 会長よろしいでしょうか。先ほど坂本委員から事務局に御質問がありました発効日の件ですが、現在の取り扱いとしましては、発効日につきましても各地方最低賃金審議会で御審議いただく項目の一つということでございます。発効の時期については、これまでの審議の積み重ねがあって10月の早い期日で、決めていただきましたらなるべく早く発効するというところで、このような発効スケジュールになっているかと承知しております。一方で、今回この要望書を提出されていらっしゃるの、本省の方で何か検討されているのではないかと思います。今のところ本省から情報はございません。ただ、こういった発効を全国一律にするとなりますと、おそらく最低賃金法の改正とか、ないしは中央最低賃金審議会の全員協議会等で発効日をどうするかなど議論していただく必要があるのではないかと思いますけれども、いずれにしましても今の段階では本省の方からの情報はないところでございます。

会長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

それでは、本日の議事につきましては以上で終了となります。今後の予定につきまして事務局からお願いいたします。

室長 次回本審の開催につきましては、本日の資料7のとおり7月8日9時30分からこの会議室で開催いたします。それと、実地視察について具体的

なものが決まりましたら委員の皆様へお知らせいたします。
事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。
 それでは、労働局長から御挨拶があるということですので、よろしくお
 願いいたします。

局長 熊本労働局長の金成でございます。
 最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず、
 本日の審議会に御出席いただくとともに、御審議を賜り、大変ありがとう
 ございました。
 本日の審議で、今年度の最低賃金審議会の運営や審議日程などが確定し
 ました。今年度は、7月8日に開催される第9回本審におきまして熊本県
 最低賃金改正の諮問をさせていただき予定であり、この日から審議がスタ
 ートすることとなります。
 委員の皆様におかれましては、最低賃金の改正審議につきまして大変な
 御負担をおかけすることとなりますが、充実した審議が尽くせるよう審議
 会のできる限り円滑な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ど
 うか御協力の程よろしくお願い申し上げます。
 本日は、大変ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。
 本日の審議会の議事録及び資料の公開についてですが、いずれも「公開」
 でよろしいですか。

【全員異議なし】

会長 それでは「公開」とさせていただきます。
 それでは、以上をもちまして、第8回熊本地方最低賃金審議会を終了い
 たします。審議会委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。